

# 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成30年12月13日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修 尾 上 昭 則 野 田 稔 由 喜 門 尊  
藤 原 由 果 木 下 泉 石 黒 五 月 大 森 茂 利  
藤 澤 美 芳

欠席委員

久 山 英 之

4. 農地利用最適化推進委員

服 部 千 敏 松 本 英 樹 松 尾 頼 男 山 崎 徹  
立 岡 元 岡 崎 浩 田 中 伸 五 梶 原 太 郎  
原 田 敏 一 福 池 正 美 射 越 誠 一

欠席委員

大 森 一 廣

5. 議事に参与した者

事務局長 難波 彰生

事務局 蒲 直之

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
(利用権設定)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）  
定刻となりましたので、これより平成30年度瀬戸内市農業委員会、  
第9回の総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、木下  
会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。みなさまにおかれましては、お忙しい中のご出  
席誠にありがとうございます。本日は案件が多数ございますが、ご審  
議のほどよろしく願いいたします。

事務局 長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名  
のうち9名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条に  
より、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事  
の進行につきましては木下会長よろしく願います。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の  
署名委員さんに尾上委員、野田委員、よろしく願います。  
早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地  
法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案資料の1頁目をご覧ください。第1号議案農地法第3条許可申請  
についてでございます。

#### 【1番案件】

譲受人「岡山市中区赤田■■■■■■■■■■」。譲渡人（持分3  
分の1）「岡山市東区瀬戸町下■■■■■■■■■■」。持分3  
分の1）「玉野市八浜町八浜■■■■■■■■■■」。持分3分  
の1）「岡山市北区横井上■■■■■■■■■■」。農地の所在地  
は「牛窓町鹿忍134-8」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面  
積は116㎡。譲受人の農地までの距離は23km。耕作面積は5,  
015㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも2名。取  
得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」による  
ものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となつて  
おります。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■■■■■■■」さんは、経営農地を全  
て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作  
の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれま  
す。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありま  
せん。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数につい  
て、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松本委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【2番案件】

譲受人「牛窓町牛窓■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「岡山市中区中井二丁目■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「牛窓町長浜6865-19」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は970㎡。「牛窓町長浜6890-77」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,016㎡。譲受人の農地までの距離は3km。耕作面積は16,549㎡となっております。家族数は6名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまでも譲受人の「■■■■」さんが譲渡人の「■■■■」さんから借り受けて「畑」として耕作しており、今後も同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取

得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の松尾委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【3番案件】

譲受人「邑久町山田庄■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町山田庄■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町山田庄76-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は211㎡。譲受人の農地までの距離は1m。耕作面積は4,855㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の立岡委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【4番案件】

譲受人「邑久町宗三■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「邑久町宗三■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町宗三65」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,157㎡。「邑久町宗三18

1-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,794㎡。

「邑久町宗三192-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,265㎡。「邑久町宗三193-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,053㎡。「邑久町宗三194-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,043㎡。「邑久町宗三228-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,476㎡。

「邑久町宗三228-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は99㎡。「邑久町宗三229」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,976㎡。「邑久町宗三236-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,006㎡。譲受人の農地までの距離は100m。耕作面積は22,804㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」及び「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」及び「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の大森委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【5番案件】

譲受人「邑久町下山田■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「岡山市北区白石西新町■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町本

庄2258-1」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は443㎡。「邑久町本庄2259-3」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は44㎡。「邑久町本庄2260-4」。登記地目は「田」、現況地目は「畑」。面積は155㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は510, 522㎡となっております。家族数及び耕作者数はいずれも3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の梶原委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【6番案件】

譲受人「邑久町尾張■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「愛知県名古屋市中川区戸田明正二丁目■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町上笠加117-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は846㎡。「邑久町上笠加119-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,094㎡。譲受人の農地までの距離は3km。耕作面積は8,706㎡となっております。家族数は3名、耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方

の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の原田委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【7番案件】

譲受人「岡山市南区浦安西町■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「愛知県名古屋市中川区戸田明正二丁目■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「邑久町下笠加423-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,012㎡。「邑久町下笠加429」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は2,366㎡。「邑久町下笠加430」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,286㎡。「邑久町下笠加431」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,364㎡。「邑久町下笠加432」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,371㎡。譲受人の農地までの距離は22.7km。耕作面積は119,258㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「田」として管理しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「田」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の原田委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

#### 【8番案件】

譲受人「長船町飯井■■ ■■■■ ■ ■」。譲渡人「大阪府大阪市城東区関目2丁目■■ ■■■■ ■ ■」。農地の所在地は「長船町飯井1570-2」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,887㎡。「長船町飯井1744」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,177㎡。「長船町飯井1752」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は525㎡。譲受人の農地までの距離は200m。耕作面積は0㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「新規就農」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、新規就農であるため、現在、農地・機械を保有しておりませんが、提出いただいた営農計画書から機械の取得計画について確認できており、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の取得が見込まれます。また、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。



第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えておりませんが、併せて利用権が設定され耕作面積は5, 515㎡となる予定です。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人の「■■■■」さんが「畑」として耕作しており、譲受人の「■■■■」さんも同様に「畑」として耕作を行うことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の福池委員とで現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、松本委員、お願いします。
- 松 本 委 員 申請地は、相続により譲渡人3名の共有名義となっておりますが、3名とも近くには住んでおらず農地の管理に困っていたところ今回の譲渡の話がまとまったものです。譲受人は離れたところに住んでいますが、譲受人の父が申請地付近に住んでいるので管理についても問題なく、休日には本人が通って耕作をされるということです。特に問題はないと思われまのでご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして2番案件について、松尾委員、お願いします。
- 松 尾 委 員 この案件は、現在も譲受人の■■■さんが借り受けて耕作している農地を取得するということとして、営農状況からも特に問題はありません。ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして3番案件について、立岡委員、お願いします。
- 立 岡 委 員 申請地は、■■■さんの家のすぐ隣の農地で、今回、売買の話が双方でまとまったものです。特に問題はないと思われまのでご審議のほどお願いいたします。

- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして4番案件について、大森委員が欠席ということで事務局の方からお願いします。
- 事 務 局 大森委員が欠席ということで事務局から説明させていただきます。この案件は、所有者の■■さんが亡くなり相続人不在ということで相続財産管理人が選任されています。財産の処分にあたり、現在も借り受けて耕作している譲受人の■■さんと売買の話がまとまったものです。担当の大森委員からも■■さんの営農状況から特に問題ないと聞いております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして5番案件について、梶原委員、お願いします。
- 梶 原 委 員 こちらの案件は、譲渡人の■■さんは離れたところに住んでおり、管理も難しくなってきたことから譲受人の■■さんに譲渡する話がまとまったものです。■■さんは周辺で大規模に農業されている方ですから取得にあたり特に問題ないと思われまふ。ご審議のほどお願ひいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして6番から7番案件について、原田委員、お願いします。
- 原 田 委 員 6番案件は、元々譲受人とは別の方が耕作をしていましたが、県外にお住いの■■さんが高齢となり農地を処分したいという話があり、■■さんが買い受け今後耕作していくということになったものです。7番案件についても同様の理由で、6番案件とは大字が違う関係で、こちらは■■さんが買い受けて今後耕作をされるということです。譲受人の2名とも営農状況から特に問題ありませんので、ご審議のほどお願ひいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして8番案件について、福池委員、お願いします。
- 福 池 委 員 こちらの案件は、新規就農ということですが、すでに近くに家を購入され、農機具や技術面でも地元の方の協力を得られるということで地域に馴染んでおられるようです。特に問題はないと思われまふので、ご審議のほどお願ひいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。以上で担当委員さんからの意見は終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願ひまふ。
- (賛成者挙手)
- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。

続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料2頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5条許可申請についてご説明いたします。

#### 【1番案件】

譲受人「岡山市中区四御神■■ ■ ■■■■■」。譲渡人「牛窓町牛窓■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「牛窓町牛窓4692-3」。地目は「畑」。面積は229㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟71.51㎡」。建ぺい率は「31.2%」。農地区分は第2種農地で普通畑。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料6ページをご覧ください。瀬戸内警察署から北へ約300mのところに位置しております。

#### 【2番案件】

譲受人「邑久町尾張288番地2 不動産 エステートプランニング株式会社 代表取締役 永山 弘之」。譲渡人「大阪府高槻市南平台一丁目■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町豊安702-21」。地目は「田」。面積は2,179㎡。譲渡人「邑久町豊安■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町豊安705」。地目は「田」。面積は312㎡。譲渡人「邑久町豊安■■ ■ ■■■■■ ■」。土地の所在地は「邑久町豊安706」。地目は「田」。面積は1,154㎡。「邑久町豊安707」。地目は「田」。面積は509㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅14棟744.38㎡」、「道路1,335.05㎡」。建ぺい率は「28.2%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米450kgとなっております。資金は自己資金が■万円、借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円。農用地区域外農地です。こちらの案件は開発協議申請中となっております。また、転用面積が3,000㎡を超えておりますので、岡山県農業会議への諮問案件となります。場所につきましては、資料7ページをご覧ください。ブルーライン瀬戸内インターから北東へ約300mのところに位置しております。

#### 【3番案件】

譲受人「岡山市東区金岡西町888番地の14 製造・販売業 東備工業株式会社 代表取締役 光安 治」。譲渡人「岡山市東区可知四丁目■■ ■ ■■■■■」。土地の所在地は「邑久町大富646-1」。地目は「田」。面積は1,903㎡。転用目的は「金属加工工

場」。施設の概要は「金属加工工場1棟761.49㎡」。建ぺい率は「40%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米450kgとなっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円。農用地区域外農地です。また、こちらの案件は、開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料8ページをご覧ください。JR大富駅から北西へ約420mのところに位置しております。

#### 【4番案件】

譲受人「邑久町豊原341番地の2 医療業 医療法人仁生会 理事長 長田 建」。譲渡人（持分3分の2）「邑久町豊原■■ ■ ■■■■」。 （持分3分の1）「邑久町豊原■■ ■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原336-2」。地目は「田」。面積は606㎡。「邑久町豊原337-2」。地目は「田」。面積は523㎡。譲渡人「邑久町豊原■■ ■ ■■■■」。土地の所在地は「邑久町豊原338-2」。地目は「田」。面積は478㎡。転用目的は「医療施設」。施設の概要は「診療所1棟275.94㎡」、「訪問看護ステーション1棟59.62㎡」、「露天駐車場500.5㎡」。建ぺい率は「20.8%」。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円。農用地区域外農地です。また、こちらの案件は、開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料9ページをご覧ください。ブルーライン瀬戸内インターから北へ約100mのところに位置しております。

#### 【5番案件】

譲受人「長船町服部532番地6 不動産業 有限会社瀬戸内不動産代表取締役 松本 泰治」。譲渡人「岡山市北区野田五丁目■■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町土師262-1」。地目は「田」。面積は1,374㎡。転用目的は「建売分譲住宅」。施設の概要は「建売住宅5棟277.81㎡」、「道路433.67㎡」。建ぺい率は「29.8%」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米480kgとなっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円。農用地区域外農地です。また、こちらの案件は開発協議申請中となっております。場所につきましては、資料10ページをご覧ください。ゆめトピア長船の北側に隣接したところに位置しております。

#### 【6番案件】

譲受人「長船町土師■■ ■ ■■■■」。譲渡人「長船町土師■■ ■ ■■■■」。土地の所在地は「長船町土師326-4」。地目は「田」。面積は154㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟115.93㎡」。建ぺい率は「44%」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料11ページをご覧ください。長船支所から南へ約140mのところに位置しております。

【7番案件】

譲受人「長船町土師594番地1 建設業 楽家建築工房株式会社 代表取締役 丹鍬 孝之」。譲渡人「長船町土師■■ ■ ■■■■ ■」。土地の所在地は「長船町土師326-5」。地目は「田」。面積は142㎡。「長船町土師328-3」。地目は「田」。面積は17㎡。転用目的は「建売住宅」。施設の概要は「建売住宅1棟91.09㎡」。建ぺい率は「37%」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は自己資金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料11ページをご覧ください。長船支所から南へ約140mのところに位置しております。

【8番案件】

譲受人「長船町長船■■ ■ ■■■■」。譲渡人「長船町土師■■ ■ ■■■■ ■」。土地の所在地は「長船町土師326-6」。地目は「田」。面積は155㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「木造2階建1棟78.87㎡」。建ぺい率は「29.8%」。農地区分は第3種農地で10aあたりの収量は米420kgとなっております。資金は借入金が■万円。隣地への被害はありません。なお、所有権移転によるもので10aあたり■万円となっております。また、農用地区域外農地です。場所につきましては、資料11ページをご覧ください。長船支所から南へ約140mのところに位置しております。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、服部委員、お願いします。

服部委員 こちらの案件は、譲受人の■■■さんが結婚を機に牛窓町で景観の良いところに住みたいということで土地を探していたところ、譲渡人の■■■さんと話がまとまり申請に至ったものです。周囲は耕作放棄地とい

うこともあり周辺の農地への影響はないと思われます。排水同意等も取れていますので問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件について、山崎委員、お願いします。

山崎委員 こちらの案件は、南側には同社が販売している建売分譲地がありますが、そちらがほぼ完売となり、新たに建売分譲地を計画しているものです。周辺に農地が残っていますが、学校や商店等からも比較的近く住環境に優れた土地で住宅化が進んでいる地域となっております。隣地や地元の同意も得ており問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして3番案件について、岡崎委員、お願いします。

岡崎委員 譲受人の東備工業は、現在岡山市東区で金属加工業を営営していますが、土地の借用期間満了により、移転先を探していたようです。申請地は、県道に面し交通事情に優れたところですが、住宅から少し離れていることもあり工場用地として適地と言えます。排水計画等も確認しましたし、地元の同意もあるようなので特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして4番案件について、田中委員、お願いします。

田中委員 譲受人は現在も申請地の隣で診療所を運営しています。この度、訪問看護事業の規模拡大を図るため、今回の計画を立てたようです。既存の診療所は息子が後継者として居ますので存続させるとのことです。周囲は農地の集団性も小さく宅地化が進んでいる地域であり、地元同意も得ておりますので、今回の転用により周辺の営農への支障は生じないものと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして5番から8番案件について、射越委員、お願いします。

射越委員 5番案件については、ゆめトピア長船のすぐ北側で住宅化が進んでいる地域です。申請地は宅地に挟まれ残されていた農地ですが、この度売買の話がまとまり建売住宅5棟が計画されているものです。農地の集団性はなく、地元同意も得ておりますので、今回の転用により周辺の営農への支障は生じないものと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

6番から8番案件は同じ場所で計画されているものなのでまとめて説明させていただきます。譲渡人の■■■さんの農地と隣接する雑種地とを一体的に転用するもので、6番案件の■■■さんと8番案件の■■■さ

んは自己住宅を建築し、残った1区画は7番案件の楽家建築工房が建売住宅を建築する計画です。3種農地ですから転用は特に問題ありませんが、周囲に農地が残っていますので、排水計画等は確認しました。隣地同意もありましたし、特に問題はないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの第2号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

(意見なし)

はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。

第2号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。  
【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とさせていただきます。

それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の予定でございますが、1月総会は、1月16日水曜日に予定しております。2月総会は、2月12日火曜日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。  
それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成30年度12月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時20分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成30年12月13日

議 長

署名委員

署名委員